

山九中部サービス株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

【計画内容】

《育児をしている社員を対象とする取り組み》

目標① 計画期間内に、育児休業取得状況を次の水準以上にする。
男性の育児休業者数・・・2名以上、女性の育児休業取得率・・・90%以上(年平均)

対策 平成27年4月～ 前記計画に引き続き、育児休業制度の周知・啓発の実施
具体的には文書回覧及び職場懇談会による啓蒙を通じて実施していく。

目標② 計画期間内に、3歳に達するまでの子を養育する社員に対する育児に伴う
所定労働時間短縮勤務期間の拡大導入を検討

対策 平成27年4月～ 社内及び労使検討の実施
平成28年4月までの導入を目指す

目標③ 計画期間内に、育児休業規定に基づく制度及び雇用保険法、労働基準法に
基づく育児に伴う諸制度の周知を行う。

対策 平成27年4月～ 育児に伴う諸制度の周知・啓発の実施
具体的には文書回覧及び職場懇談会による啓蒙を通じて実施していく。

《若年者に対する就労支援を目的とする取り組み》

目標④ 若年者・中途採用者に対する対応
・無資格者に対して各種免許取得補助実施。

対策 平成27年4月～ 就業後の各種免許資格取得の補助及び取得推奨
平成28年4月～ 同上 必要免許資格手当の見直し・範囲拡大

目標⑤ 若年者に対する就業体験機会の提供

対策 平成27年4月～ 高卒者のインターンシップ・トライアル雇用実施の検討
平成28年4月～ 制度導入

《働き方の見直しについて》

目標⑥ ゆとりある生活を支援する為に

対策 平成27年4月～ 計画年休取得制度の導入検討
平成28年4月～ 制度導入
平成27年4月～ 年休取得率の向上策検討